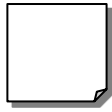


お誕生おめでとうございます

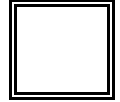
3

(R4.4生まで配布)

チェック



人目



◆児童手当を中学校卒業まで受給できます

◇出生日の翌日から15日以内に申請しないと手当をもらえない月が発生する場合があります。（公務員の方は勤務先で申請をお願いします。）

◇お子さんの健康保険証が発行されていなくても申請できます。

◇ホームページから申請書をダウンロードできます。

○申請時の持ちもの（後日提出でもかまいません。）

【第1子の場合】

- ①請求者の健康保険被保険者証の写し（表）
- ②請求者名義の振込口座のわかるもの（通帳等）
- ③請求者および配偶者のマイナンバー（個人番号）のわかるもの（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー付住民票等のいずれか1つ）
- ④申請者の本人確認がとれるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等のいずれか1つ）
- ⑤別居の児童を養育する方は、別居監護申立書（窓口のほか、安城市HP望遠郷に様式があります）

【第2子以降の場合】

- ①申請者の本人確認がとれるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等のいずれか1つ）
- ②別居の児童を養育する方は、別居監護申立書（窓口のほか、安城市HP望遠郷に様式があります）

※原則、父母等のうち所得の高い人が請求者（受給者）となります。

※その他の書類が必要な場合があります。詳しくは、子育て支援課窓口にてご確認ください。

◆出産手当

○手当金額： 出生児1人につき1万円・1回限りです

○支給対象： 次の①、②のどちらも満たす人

①1月から3月までに出産した場合は前年、4月から12月までに出産した場合は本年の1月1日に申請者の住民票が安城市にあること。

②児童の父、母、同世帯の祖父母等の市民税の所得割が全員非課税であること。

※住宅ローン控除等がある場合は、控除前の税額で計算します

（1月から6月までに出産した場合は前々年、7月から12月までに出産した場合は前年の市民税の所得割）

○申請時の持ちもの：保護者名義の振込口座のわかるもの（通帳等）

◆子育て家庭優待カード

「子育て家庭優待事業」を実施しています（一部店舗を除く）。

このたび出産された方で、母子健康手帳交付時に優待カード（はぐみんカード）を受け取っていない方はお申し出ください。（協賛店一覧はホームページをご覧ください。）



窓口

申請・問い合わせ先 市役所 子育て支援課 児童給付係
電話(0566)71-2227

3

◆ひとり親家庭のご相談

ひとり親家庭の方の生活全般にわたるご相談や手当の申請等、ひとり親家庭の方が自立できるように援助を行っています。まずは窓口でご相談ください。

窓口

申請・問い合わせ先 市役所 子育て支援課 児童給付係
電話(0566)71-2229

4

児童手当の概要

1. 支給対象となる児童： 国内に住所を有する中学3年生までの児童
 (15歳に達した後の最初の3月31日まで)
 ※海外に転出される際は必ず子育て支援課にて手続きをしてください。
2. 受給資格のある人： 安城市に住民登録があり、支給対象となる児童を監護し、生計を同じくする
 父母で主たる生計者など。
 ※原則父母等で所得の高い人が受給者となります。

3. 支給額：
 (児童1人につき)

支 給 区 分		支給月額
児童手当	0～3歳未満(一律)	15,000円
	3歳～小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円
	3歳～小学校修了前(第3子以降)	15,000円
	中学生(一律)	10,000円
特例給付	児童の年齢にかかわらず、所得制限以上の受給者	5,000円

所得に応じて、児童手当と特例給付のどちらかを支給します。
 特例給付とは、所得制限を超えた人に当面の間、児童手当の代わりに支給される
 手当のことです。
 18歳に達した日以降の最初の3月31日を迎えるまでの児童のみを年長者から
 第1子、第2子・・・と数えます。

4. 所得制限： 令和3年度の児童手当(令和3年6月分～令和4年5月分)は、
 令和2年1月1日から12月31日までの所得が対象です。
 扶養親族等の数は令和2年12月末現在の税法上の扶養親族等の数です。

扶養親族等の数	所 得 額
0人	6,300,000円
1人	6,680,000円
2人	7,060,000円
3人	7,440,000円
4人以上	扶養親族が1人増す毎に、38万円 加算

- ・この表には、所得から一律に控除される8万円があらかじめ加えてあります。
- ・老人扶養親族がある場合は、1人につき6万円の加算ができます。
- ・給与収入の場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が所得にあたり
 ますが、給与以外に所得があればその所得も合算されます。
- ・土地・家屋等の譲渡所得がある場合は、「特別控除後」で判定します。
- ・本人所得から控除できる項目および金額・
 - 雑損・医療費・小規模企業共済等掛金控除・・・・・・・・申告額
 - 障害者・寡婦・勤労学生控除・・・・・・・・27万円
 - ひとり親控除・・・・・・・・35万円
 - 特別障害者控除・・・・・・・・40万円
 ※障害者控除および特別障害者控除は扶養親族も対象です。

5. 支給開始月： 新規認定請求または額改定請求のあった日の翌月から。
 ※ただし、請求した日が、児童の誕生日等(事由発生日)の翌月になった場合
 でも、事由発生日の翌日から15日以内に請求すれば、事由発生日の翌月分
 から手当が支給されます。
6. 支払日： 10月(6月分～9月分)、2月(10月分～1月分)、6月(2月分～5月
 分)の10日(休日の場合は前営業日)。
7. 現況届： 毎年6月に現況届の提出が必要です。6月上旬に用紙を郵送しますので、必要
 事項を記入の上、期限までに提出してください。提出がない場合、手当が支給
 されません。

【こんなときは申請が必要です】

振込口座（通帳）を変更したい…

※配偶者やお子様の口座へは変更できません。

受給者名義の口座に限り変更できます。次のいずれかの方法により手続きしてください。

- ①変更する口座（通帳またはキャッシュカード）を持って、安城市役所子育て支援課（本庁舎1階 窓口3番）へお越しください。
- ②安城市ホームページ「望遠郷」から「申請書ダウンロード」－「児童手当・特例給付変更届」を印刷して該当箇所を記入のうえ、変更する口座（通帳の見開き1ページ目、またはキャッシュカード表面のコピー）を添付して安城市役所子育て支援課へ郵送してください。（〒446-8501 安城市桜町 18 番 23 号 安城市役所子育て支援課）

引っ越し（住所変更）しました…

※家族全員での安城市内転居については必要ありません。

安城市役所子育て支援課（本庁舎1階 窓口3番）へお越しください。

どなたが	どこに引っ越し	持ち物
家族全員	市外/海外転出	窓口に来られる方の本人確認ができるもの
受給者のみ	市外転出	窓口に来られる方の本人確認ができるもの
	安城市内転居	窓口に来られる方の本人確認ができるもの
	海外転出	・窓口に来られる方の本人確認ができるもの ・新しく受給者となる方の （・振込口座（通帳） ・保険証 ・マイナンバーがわかるもの）
子どものみ	市外/安城市内転居	・窓口に来られる方の本人確認ができるもの ・子どものマイナンバーがわかるもの

※上記以外に離婚等で受給者が変更になる場合は別途お問い合わせください。

※市外転出の方は、持ち物等引っ越し先の自治体の窓口やHPでご確認ください。

◆こんにちは赤ちゃん訪問のご案内

生後4か月を迎えるまでの赤ちゃんのいる全家庭が対象です。

☆お誕生おめでとう電話：出産後すぐのお悩みにお応えできるよう、産後1か月頃までにお電話します。

☆こんにちは赤ちゃん訪問：お母さんがこれから子育てをするなかで、不安や悩みを抱え込まないように、子育て情報をお伝えしたり、相談をお受けするとともに、お子さんの健やかな成長を応援します。出生届を提出された後、保健センターからご案内をお送りし、お誕生おめでとう電話で訪問日程の調整を行います。

☆赤ちゃんの出生体重が2,500g未満の場合：速やかに「低体重児届出書」を保健センターへ郵送、または窓口へ届け出ていただくことで、産後の不安の高い時期に、赤ちゃん訪問や助産師訪問を受けられます。

問い合わせ先 安城市保健センター
電話 (0566) 76-1133
FAX (0566) 77-1103

◆母子健康手帳の出生届出済証明

出生届提出時に母子健康手帳に証明をさせていただきます。
休日・夜間に提出された方、提出時に母子健康手帳を持参されなかった方は、後日この用紙をもって市民課窓口をお願いします。

チェック

お子さんの氏名 _____ 出生届提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 窓口

申請時の持ちもの

①母子健康手帳 ②この用紙

問い合わせ先

市役所 市民課 届出係

電話(0566)71-2268

2

◆子どもの医療費助成をしています

申請時の持ちもの

お子さんの名前の載った健康保険証

チェック

子ども医療費受給者証の交付申請の手続きをしています。
「受給者証」が発行される前に医療機関にかかった場合、自己負担額をお返ししますので、国保年金課医療係で申請してください。申請には領収書、受給者証に記載される保護者の振込先口座のわかるものが必要となります。

領収書は、日付、氏名、総点数、負担割合、自己負担額等の記載があるものをご準備ください。レシート等は無効になりますので注意してください。

窓口

申請・問い合わせ先 市役所 国保年金課 医療係

電話(0566)71-2232

8

◆国民年金保険料の産前産後免除制度

○対象となる方：「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の人
※「国民年金第1号被保険者」とは、20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生及び無職の方とその配偶者の方です

チェック

○免除される期間：

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間

多胎妊婦の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の分娩で、死産、流産、早産を含みます。

○申請方法：国保年金課年金係へ申請書を提出してください。
(出産予定日の6か月前から申請できます。)

窓口

10

申請時の持ちもの

①年金手帳または身分証明書

②母子健康手帳(出産前に申請する場合)

③出生証明書など出産日及び親子関係のわかる書類
(被保険者が子が別世帯の場合)

申請・問い合わせ先

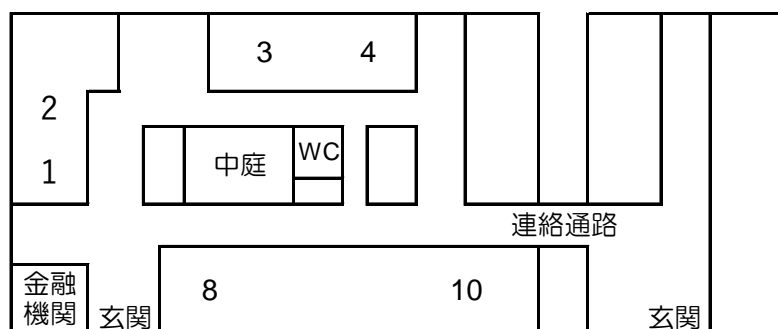
市役所 国保年金課 年金係

電話(0566)71-2231

庁舎案内図

<本庁舎>

<北庁舎>



窓口 No.1 市民課

(交付・会計)

2 市民課

(母子健康手帳の出生届出済証明)

3 子育て支援課児童給付係

(児童手当)

4 子育て支援課児童給付係

(ひとり親相談)

8 国保年金課医療係

(子ども医療費受給者証)

10 国保年金課年金係